

## 性的少数者差別をなくす法律の早期成立を求める意見書（案）

多様な性の在り方を認める社会をと、LGBT 等の性的少数者への差別解消を求める声が国内でもこの数年で大きな広がりを見せている。2018年に野党が共同で、LGBT 差別解消法案(性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案)を国会に提出し、第204回通常国会会期中に、与党からも法案が示されたが、差別解消ではなく理解増進とされ、内容にも課題の多いものであった。これらを受け、2021年5月14日、超党派の議員連盟で議論が行われ、LGBT 等の性的少数者への差別解消を目指すものとして、法案の目的・基本理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないとの認識の下」との文言を盛り込むことで合意した。

ところが自民党内の会合などで、山谷えり子元拉致問題担当相が「体は男だけど(心は)女だから女子トイレに入れろ」などという「ばかげたことがいろいろ起きている」と述べ、職場などで過ごしやすい環境づくりを求めるトランスジェンダー(身体の性別と自分が認識する性別に違和がある人)の切実な願いを意図的に歪めた発言を行ったことが報道により明らかになった。さらには、「LGBTは生物学上、種の保存に背く。生物学の根幹にあらがう」という趣旨の発言や、道徳的に問題であるなどの意見が出されたということである。いずれも、性的少数者を社会的に排除するために使われてきた差別的な言辞であり、当事者を深く傷つける言動である。このような発言がなされない社会にしていくために、性的少数者への差別をなくす法律が必要である。

一方で、この法律が成立すると、性自認だけに基づいて法的な性別変更ができるようになり、女性の安全が脅かされるのではないかと不安の声も聞かれるが、法的な性別変更の要件は性同一性障害特例法(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)で定められている。性同一性障害という言葉に象徴されるように、これまで性別違和は疾病障害として扱われてきたが、国際的な人権基準の発展の中で、性自認の在りようを病気とみなす病理モデルから、本人の性自認の在り方を重視し尊重する人権モデルへの移行が進んできた。

すでに、世界80か国が性的少数者に関する差別を禁止する法律を整備している。性自認は、世界人権宣言や日本国憲法にも掲げられている個人の尊厳に属するものとして尊重されるべきだとするのが、今日の世界の流れである。つまり性自認とは今日は男性、明日は女性といった気分に基づく軽いものではなく、一定の連続性・一貫性・持続性を持ったものであり、自称やなりすましとは明確に区別されるものである。安易な性別変更がまかり通ってしまうかのよ

うな議論を政治家が行うことは、当事者が日々味わっている現実の苦悩をあまりにも軽く見ていると言わざるを得ない。女性が安全安心に使えるスペースを確保することは当然であるが、同時にどのような性自認である人も排除されず、人権を尊重される社会をつくることは、矛盾することではなく統一的に追求されるべきである。例えばトイレの問題では、多目的トイレの設置を促進するなど、行政がすぐにでも取り組めることがある。

よって、国及び政府においては、日本の立ち遅れを克服し、性の多様性を認め合い、誰もが「個人の尊厳」を尊重される社会の実現に向けて、「差別は許されない」と明記した LGBT(性的少数者)差別をなくす法律を早期に成立させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

総務大臣 殿